

平成28年度の統一テーマは「みんなの強みを活かせる安全・安心な社会に一億総活躍」

5月は消費者月間です

■マイナンバー制度に便乗した不審な電話などに注意ください

マイナンバーの通知が開始された昨年10月以降、マイナンバー制度に便乗した不審な電話などに関する相談が全国各地で増加しています。

【事例】

- 「マイナンバー制度が始まるので調べている」という電話があり、話をしているうちに「名義を貸したことになる」などと言われてお金を支払ってしまった
- 「訴訟履歴がマイナンバーへ登録されます」という内容の不審なメールが届いた
- 行政機関の職員を名乗り、資産などの情報を聞き出すとする人物が来訪した
- マイナンバーの管理をうたう業者からの不審な電話があった

マイナンバーの通知や利用手続きなどで、国や自治体、その他公的機関の職員が、家族構成、資産や年金・保険の状況、口座番号などを電話などで聞くことはありません。不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。

また、マイナンバーの関連であること

とをかたったメールが送られてきても、自分の勤務先など送付者が明らかなものを除き、安易に開封せず、記載されたサイトにも安易にアクセスしたり、連絡を取ったりしないでください。万が一、金銭を要求されても、決して支払わないようにしてください。

《少しでも不安を感じたら、すぐに相談してください》

- お近くの消費生活センター
- 消費生活相談窓口（消費者ホットライン）
- ☎1188（全国共通の電話番号）
- 警察相談専用電話 #9110
- 《通知カード》「個人番号カード」、その他マイナンバー制度に関する相談
- マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120・95・0178
- マイナンバー苦情あつせん相談窓口 ☎03・64457・9585

■よく分からないまま契約していませんか？

インターネット、携帯電話などの電気通信サービスに関する勧誘トラブルが増えています

近年、光回線やインターネット接続業者との契約、携帯電話などの電気通信

【問い合わせ】 市民生活課 ☎22・9638 FAX22・9641

サービスに関する相談が、全国の消費生活センターに多く寄せられています。

その多くは、実際に電気通信サービスを提供する事業者でない事業者（「勧誘事業者」）による説明不足や虚偽説明などに関係する相談などです。販売促進のため、商品やサービスの値引きや払い戻しなどを消費者に提供するなど、「安く売る」「お得」であることを強調した勧誘がめだちます。また、不要な契約を含んだ複数の契約を同時に結ばれたりするトラブルの事例もあります。

不要ならきっぱり断りましょう

電気通信サービスは、払い戻しやキャンセルなどが多く、契約時の消費者の費用負担が少ないため、すぐに契約しやすい側面がありますが、勧誘されてもすぐに事業者に返事をせず、契約内容などをきちんと確認し、また、必要がなければ、きっぱり断ることが大切です。

今年5月21日に「電気通信事業法等の一部を改正する法律」が施行され、次の消費者保護の規定が導入される予定です。

- ① 契約後の書面交付の義務
- ② 初期契約解除制度

- ③ 不実告知など、勧誘継続行為の禁止
- ④ 代理店に対する指導などの措置義務など

①④に加えて、事業者は、契約前に料金やその他の提供条件の概要についても説明しなければなりません。消費者側も契約内容や利用料金、解約条件などをしっかり確認し、必要のない契約を結ばないようにしましょう。

《国内電話、国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービスに関する問い合わせ・相談》

総務省東海総合通信局電気通信事業課 ☎052・971・9133
平日の午前9時～正午・午後1時～5時

■困ったときは市民生活課へ

消費生活に関するトラブルや悩みがある場合は、一人で抱え込まず、市民生活課にご相談ください。職員や消費生活専門相談員が相談に応じます。

《相談窓口》 消費生活相談専用ダイヤル ☎22・9626

平日の午前8時30分～午後5時15分
※専門相談員が相談に応じる日時は月・水・金曜日の午前9時～午後4時（原則）です。

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

まちかど通信

コラム

図書・救急など